

## 吉見町PR大使「よしみん」着ぐるみ貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、吉見町のPR大使「よしみん」着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。着ぐるみは、吉見町のPR大使として、吉見町・吉見町商工会・埼玉県・近隣市町村等が主催・共催・後援する事業、地域の活性化に資する事業、地域の商工業の振興に寄与する事業に使用することを原則とする。

### (着ぐるみの貸出し)

第2条 ゆる玉応援団よしみんサポート委員会は、吉見町・吉見町商工会・埼玉県・近隣市町村等が主催・共催・後援する事業と重ならない日程、且つ業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。

### (貸出の対象者)

第3条 ゆる玉応援団よしみんサポート委員会の長(以下、サポート委員会の長)が認めた、事業等(地域の活性化ならびに商工業の振興若しくは社会一般の福祉の増進に寄与することを目的にしたイベント)を主催する者(団体・企業等を含む)を対象とする。  
個人への貸出については、結婚式に限定して行う。

### (貸出承認申請)

第4条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付してサポート委員会の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書は、着ぐるみの借受けをしようとする日の1月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、サポート委員会の長が特に認めた場合は、この限りでない。

### (貸出しの承認)

第5条 サポート委員会の長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを欠損・汚損し、又は欠損・汚損するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人・団体・政党又は宗教法人を支援・公認し、又は支援・公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他着ぐるみの管理上支障があるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書により行うものとする。

### (遵守事項)

第6条 前条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出承認書に記載された事項を遵守すること。
- (2) その他サポート委員会の長が次に定める利用上の注意事項に従って使用すること。

## 利用上の注意事項

- ①着替え専用のテントまたは個室を用意すること
- ②①の室内の足元に、清潔なシートを敷くこと（土足で入らないこと）
- ③児童には絶対に着替えを見せないこと
- ④身長 170 cm以上の方は着用しないこと（160 cm前後が丁度良い設計となっているため）
- ⑤長袖長ズボンを着用し、本体内側への汗の飛散付着防止に努めること
- ⑥着ぐるみの靴は、必ず下足を脱ぎ靴下を着用の上装着すること
- ⑦着ぐるみの中からは、緊急時を除き外に聞こえる発声をしないこと
- ⑧ぬかるんだ場所での使用は避けること
- ⑨雨天の場合は使用を控えること
- ⑩舗装等が施されていない場所で足元が汚れるおそれがある場合は、靴（特に地面との設置部分）をビニール等で覆って歩くこと
- ⑪使用後、内側は汗等が付着した箇所を水拭きし更に全体に除菌スプレーを施し、外側は水で絞ったきれいな布を使用し生地目に沿って全体を拭き、2、3 時間程度エアコンの効いた場所で良く乾燥させること

（承認の取消し等）

第7条 サポート委員会の長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出承認申請について、承認しないものとする。

2 サポート委員会の長は、借受者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第8条 借受者は、借り受けた着ぐるみを汚損したときは、当該借受者の責任と負担によりサポート委員会の長が指定した業者で補修を行い、当該着ぐるみを原状に復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者は、サポート委員会の長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

（維持管理協力金）

第9条 1回の貸出に対し 2,000円とする。これは着ぐるみの維持管理費（定期清掃・補強等）に充当される。

（免責）

第10条 サポート委員会の長は、着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

（庶務）

第11条 着ぐるみの貸出に関する庶務は、サポート委員会の長において処する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、サポート委員会の長が別に定める。